

様式第 6 号（第 1 面）

（日本産業規格 A 列 4）

~~有 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

不要な表題を抹消

厚生労働大臣 殿
① 年 月 日
法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載
（法人の代表者が変更された場合は、新任の代表者の氏名を記載）
（ふりがな）

②申請届出者 氏名

「申請・」を抹消

157の全文を抹消

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の種類等を定めたので届け出ます。~~
- 8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	4 3 - 特 - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称 <small>（ふりがな）</small>	法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載
⑤所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 □□□ - □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ 電話 ()
⑥事業所	<small>（ふりがな）</small> 名称
	<small>（ふりがな）</small> 所在地

⑦欄の変更事項に係る事業所の名称・所在地を記載
 代表者・役員に係る変更のみの場合は、⑥欄は記載不要
 事業所の新設の場合は、新設事業所の「郵便番号・電話番号」も記載
 所在地は「ビル名、階数」まで記載
 ※職業紹介事業全体を廃止する場合は、廃止届出書（様式第 7 号）を使用

⑦変 更 事 項	変更があった事項（複数ある場合は全ての事項）を記載		所定の欄に書き切れない場合は、 別紙に記載して添付すること ※取次機関に係る変更の場合は、 取次機関に関する申告書（通達 様式第 10 号）も作成
⑧変 更 前	⑦欄の事項に係る変更前の届出内容を記載		
⑨変 更 後	⑦欄の事項に係る変更後の内容を記載		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	取扱職種又は取扱地域の変更は、取扱職種範囲等届出様式を使用すること		
⑪変更(廃止)年月日	変更した年月日（事業所を廃止した場合は廃止年月日）を記載		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所	
	事業所の新設のみ⑫欄は記載	住民票の表記通りに記載 住民票の住所と居所が異なる場合は居所を（ ）書 きし、届出者による居所証明を添付	
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	変更の理由（事業所を廃止した場合は廃止の理由）を具体的に記載		
⑭備 考	担当者職名、氏名、連絡先を記載		

→ 代表者・役員に係る変更がない場合は、以下の部分を抹消

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

→ 職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、以下の部分を抹消

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

↑ 代表者・役員・職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、全文を抹消